いての規定

土佐堀法律事務所
弁護士・関西大学法科大学院教授 村上幸隆

当事者は持分価額金額、持分出資金額を合意することができるのですが、出資に使用する持分は、国内評価機関による評価を受けなければなりません（6条）。

持分価額金額の決定については、持分評価額から著しく乖離した持分価額金額を設定した場合、当局の認可を得られない可能性があります。

持分出資後の投資先企業の登録資本金は、従来の資本金に持分出資金額を加算した額となりますが、持分出資金額とその他の非通貨財産による出資額は、登録資本金の70%を超えてはならないと規定しています（8条）。これは、会社法27条3項との整合性を図ったものです。

投資総額の算出について、「持分出資暫定規定」は「投資先企業の対外債務登記および輸入免税限度額の手続を取り扱うとき、投資先企業の持分出資を控除した部分の登録資本により確定した投資総額に基づき査定する」（18条）としています。

持分出資に当たっては、外商投資関連の法律・法規を遵守しなければなりません。投資先企業と持分企業、および両企業が直接的、間接的に持分を保有する企業の経営範囲が、「外商投資方向指導規定」や「外商投資産業指導目録」等の関連規定に合致していない場合は、事前にその資産や業務の切り離し、持分譲渡をしておかなければなりません（5条）。

4　持分出資手続の流れ

持分出資の審査・認可権限を持つのは、商務部または投資先企業所在地の省級商務主管部門です（3条）。持分出資に必要な申請書類は以下のとおりです（10条）。

（1）持分出資申請書および持分出資合意書
（2）持分出資者が出資に使用する持分についての証明書
（3）持分企業の「企業法人営業許可証」（コピー）
（4）持分企業の「外商投資企業認可証書」とそのコピー、合同年度検査の合格証明書類（持分企業が外商投資企業の場合）
（5）評価機関の持分評価報告書
（6）弁護士事務所・弁護士が出資持分と外商投資規定について発行する法律意見書（「持分出資暫定規定」4条、5条に違反していないかの確認）
（7）外商投資関連法令に基づく企業の設立・変更に関する文書
（8）法律、法規または国務院の決定が持分企業の持分変更に認可を求めている場合、その認可文書
（9）審査・認可機関が提出を要求するその他の文書

持分出資の審査過程において、持分企業が投資先企業とは異なる商務部門により設立の認可を受けた外商投資企業の場合、投資先企業所在地の商務部門は持分企業所在地の商務部門に意見を求めなければならず、持分企業所在地の商務部門は20営業日以内に回答しなければなりません（11条）。

商務部門の認可を受けた後、投資先企業は「企業認可証書」を受領します（11条）。持分出資を実行した後は、通常の増資や持分譲渡と同様に出資払込検査機関による出資払込検査を受け、出資払込検査報告書を発行してもらいます。

持分企業は投資先企業の「外商投資企業認可証書」（注記付）を用意した上で、商務部門において持分出資者の変更手続を行います。持分企業が外商投資企業であった場合は、自社（持分企業）の「外商投資企業認可証書」を変更、返納する必要があります（12条、13条）。その後、工商行政管理局、税務局、税関、外貨管理局で登記変更手続を行わなければなりません（14条）。

持分企業の出資者変更と登記変更手続が完了した後、投資先企業は備考欄に「持分出資払込済」と注記の付いた「外商投資企業認可証書」への切替手続を行います。切替手続に必要な申請書類は以下のとおりです（15条）。

（1）持分企業の持分変更に関する説明書
（2）持分企業の持分変更後の「企業法人営業許可証」およびそのコピー
（3）出資払込審査機関が発行した持分出資払込審査証明書
（4）持分企業が引き続き外商投資企業の場合には、持分企業の「外商投資企業認可証善」とそのコピー
（5）持分企業が非外商投資企業で、経営範囲が「外商投資産業指導目録」の制限類に属する場合には、外商投資企業の国内再投資に関する省級商務部門の承認回答書

5　国内上場企業への持分出資

国内上場企業の持分出資に関係する場合は、証券取引関連の法令に従わなければなりません（16条）。

外国投資者が持分出資により、国内上場企業の第三者割当増資を引き受ける場合や株式の合意による譲渡を行う場合、「外国投資者の上場会社に対する戦略に関する管理辦法」〔外国投资者対上市公司战略投资管理办法〕（商務部・中国証券監督管理委員会・国家税務総局・国家工商行政管理総局・国家外貨管理局令2005年第28号）が同時に適用されます。

商務部の審査・認可を経て「原則承認回答書」が発行された後、持分企業は、商務部門において持分出資者の変更に係る審査・認可手続を行い、工商行政管理局において登記変更手続を行います。

上場企業は証券取引所において第三者割当増資または株式譲渡の手続を行い、証券取引決済機関にて名義変更手続を行わなければなりません。

上場企業は取引完了後、商務部で「外商投資企業認可証書」を受領し、工商行政管理局にて登記変更手続を行います。

Chinese Business

Q&A

中国ビジネス Q&A

外商投資企業に係る持分出資につ

日本企業が中国投資を行う際に、どのような財産で出資することができるのだろうか。従来は、現金、機械・知的財産権等の現物出資といったものが挙げられてきた。では、それ以外では出資できないのであろうか。

Q 当社は中国に対して現地法人を有していますが、その出資持分を利用して、内資企業の増資を引き受け、現地法人化しようと考えています。このようなことは可能なのでしょうか。可能だとした場合には、どのような手続きによることになるのでしょうか。

A 中国の会社法制についての一般法である会社法によれば、社員は、通貨、現物、知的財産権および土地使用権など通貨に評価できるもので、かつ法により譲渡することができる非通貨財産を評価して出資することもできるとされています（会社法27条）。

合弁会社については、合弁当事者は、通貨をもって出資することもできるし、建築物、工場、機械設備またはその他の物料、工業所有権、ノウハウ、土地使用権等をもって評価し出資することもできるとされています（中外合弁企業法5条、中外合弁企業法実施条例22条）。

独資会社についても、外国投資者は、自由に交換できる外貨をもって出資できるほか、機械設備、工業所有権、ノウハウ等を評価して出資することもできるとされています（独資企業法実施細則25条）。

このように、会社法、中外合弁企業法・同実施条例および独資企業法実施細則における株主による出資の方式に関する法令の規定によれば、理論上、投資者は他の企業における持分をもって投資先の会社に出資することもできると解釈することができます。しかしこれまで、外商投資企業に係る持分出資に関する詳細な手続きを定める法規定が存在しなかったために、外資関連の持分出資は、制度上存在しているものの、実務上の運用が伴っていませんでした。

今般商務部が、外商投資企業の持分出資を規範化し、中国への投資の利便性を高め、外国投資者の対中投資を促進するため、「外商投資企業に係る持分出資に関する暫定規定」〔关于涉及外商投资企业股权出资的暂行规定〕（商務部令2012年第8号、2012年9月21日公布・10月22日施行。以下「持分出資暫定規定」という）を制定して公布しました。

以下、「持分出資暫定規定」の概略について説明をします。

1　持分出資の定義

「持分出資暫定規定」は、中国国内外の投資者（以下「持分出資者」という。）が中国国内企業（以下「持分企業」という）の持分で出資し、外商投資企業（以下「投資先企業」という）を設立または持分を変更する場合に適用され（2条）、以下の場合が含まれます。

（1）外商投資企業の新規設立
外国投資者が中国法人の出資持分を利用して、別の現地法人を設立する場合がこれに該当します。

（2）増資による非外商投資企業の外商投資企業への変更
外国投資者が現地法人の出資持分を利用して、内資法人の増資を引き受け、内資法人を外商投資企業に変更して設立する場合がこれに該当します。

（3）増資による外商投資企業の持分の変更
外国投資者が現地法人の出資持分を利用して、外国投資者の別の現地法人の増資を引き受ける場合がこれに該当します。

2　出資持分の要件

出資に使用する持分は、「権利帰属が明確で、権能が完全であり、法に基づき譲渡可能でなければならない」とされています（4条）。

また、持分が以下の状況にある場合は、出資に使用できません。

（1）持分企業の登録資本金が全額払い込まれていない場合
（2）持分に質権が設定されている場合
（3）持分が法に基づき凍結されている場合
（4）持分企業の定款（契約）に持分を譲渡してはならないと約定している場合
（5）前年度の合同年度検査に参加していないか、または合格していない外商投資企業の持分
（6）不動産企業、外商投資性公司、外商投資ベンチャー投資企業の持分
（7）法律、行政法規または国務院の決定が、持分譲渡について報告・認可を受けなければならないと規定しているにもかかわらず、認可を受けていない場合
（8）法律、行政法規または国務院の決定が、持分を譲渡してはならないと規定しているその他の場合

3　出資持分の評価等

実際の出資に当たっては、当事者が持分価額金額、持分出資金額を合意により定めることができます。

持分価額金額とは、上述の各当事者が持分評価の基礎のもとに、共同で認定した出資に使用する持分の取引価格を指します。また、持分出資金額とは、持分価額において投資先企業の登録資本に算入する部分を指します。持分出資金額は持分評価額を上回ってはならないとされています（7条）。